

**2018年1月10日改訂(第3版)

*2016年3月1日改訂(第2版)

届出番号 13B2X10160TD1002

類別及び一般的名称：器械器具(15)挟器／舌圧子

一般医療機器 (JMDN コード：14066000)

販売名：滅菌済木製舌圧子

再使用禁止

【禁忌・禁止】

口腔、咽喉の検診以外の使用禁止
再使用禁止

【使用上の注意】

滅菌製品につき、単一の患者に一回限り使用し、再使用をしないこと。

【保管方法及び有効期間等】

直射日光を当てず、常温・常湿の室内に保管すること。

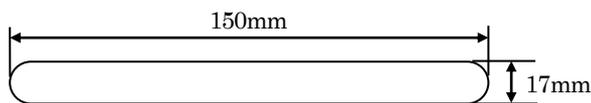
衛生的な保管場所に保管すること。

滅菌有効期限は、滅菌日より3ヵ年。

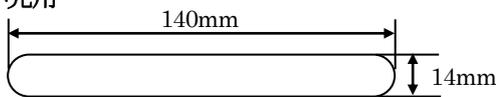
有効期限は内箱及び外箱に記載。

【形状、構造及び原理等】

成人用



小児用



(厚さ) 1.6mm (成人用・小児用共)

材料：木材(白樺)

【包装】

1枚/1袋に包装、100枚/1紙箱に収納する。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

クー・メディカル・ジャパン株式会社

TEL 03-5577-5901

**製造業者

大連新業医療器械有限公司

DALIAN SUNRISE MEDICAL INSTRUMENT CO., LTD.

中国大連

【使用目的又は効果】

本製品は、舌を移動させて周辺臓器及び組織の検査を容易にする為に用いる手術器具である。

【使用方法等】

包装の方端のはがし口を、両指ではがし、木製舌圧子を取り出す。

舌圧子は平らに押さえて使用する。